

教 県 第 7 4 3 号

平成29年12月26日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・特別支援学校長
各 県 立 学 校 長
川口市立県陽高等学校長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

学校職員勧奨退職取扱要綱第2に規定する「教育長が定める期日」の
変更について（通知）

学校職員の勧奨退職に係る書類については、既に提出期間が過ぎているところですが、今般、退職手当制度が改正され、平成30年2月1日から施行されることに伴い、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」について、下記のとおり変更しますので、所属職員あて周知願います。

記

1 教育長が定める期日

変更前：平成29年12月 8日（金）

変更後：平成30年 1月12日（金）

2 提出書類

従前のとおり